|  |  |
| --- | --- |
| 第１回　横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会　議事録 | |
| 日時 | 令和６年12月13日（金）　午前10時00分から12時00分まで |
| 開催場所 | 緑区役所３階３Ａ会議室 |
| 出席者 | 【選定委員会委員】  　委員長　　村井　祐一　（田園調布学園大学教授）  　委員　　　太田　さおり（緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」職員）  　　　　　　原田　ますみ（緑区保健活動推進員会会長）  　　　　　　藤田　慶之 （税理士）  　　　　　　正木　きよ子（緑区民生委員児童委員協議会副会長）  　　　　　　三宅　智之 （みどり地域活動ホーム あおぞら 施設長）  臨時委員　﨑詰　素之 （東本郷地域ケアプラザ運営協議会会長）  　　　　　　臼井　孝一 （中山地域ケアプラザ運営協議会会長）  　　　　　　松浦　正義 （十日市場地域ケアプラザ運営協議会会長）  井上　敏正 （長津田地域ケアプラザ運営協議会会長）  【事務局】  　緑区福祉保健センター長　　　　　宮嶋　真理子  　緑区福祉保健センター担当部長　　安達　恒介  　緑区福祉保健課長　　　　　　　　森下　太幹  　緑区福祉保健課事業企画担当係長　橋本　恵美子  　緑区福祉保健課事業企画担当　　　河原　龍也、上村　香仲美 |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 一部非公開（指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開）（傍聴者０人） |
| 議題 | １　委員長職務代理者の選出について  ２　選定委員会の公開・非公開の決定について  ３　対象施設及び選定スケジュール  ４　公募要項について  ５　応募関係書類について  ６　評価項目及び評価基準について  ７　次回委員会について |
| 決定事項 | １　委員長職務代理者に三宅委員を指名。  ２　第１回及び第２回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。  第１回　指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等  第２回　応募団体の面接審査（４施設）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評  ３　指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。  ４　公募要項について承認。(※)  ５　応募関係書類について承認。(※)  (※)公表前に事務局で誤字等の軽微な修正を加えることも含めて承認。  ６　評価項目及び評価基準について  ・評価項目及び評価基準については案のとおり承認。  ・財務評価について（資料７－１「２　財務評価について」）、評価方法の決定  ７　次回委員会は、令和７年３月25日(火)午前９時開始予定 |
| 議事 | １　指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について  事務局から委員及び事務局職員紹介、指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項等の要綱確認、議事録の公表について説明。  ２　委員長職務代理者の選出について  　横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第６条第３項に基づき、委員長が職務代理者に三宅委員を指名。  ３　選定委員会の公開・非公開について  　（事務局）  公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。  　【第１回選定委員会】  ・指定管理者選定スケジュールについて  ・公募要項等について  ・評価基準及び審査方法について  　【第２回選定委員会】  ・応募団体の面接審査  ・指定候補者及び次点候補者の選定、講評  （委員長）  この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。  （委員）  異議なし。  ４　対象施設及び選定スケジュール  （事務局）  資料のとおり事務局案を説明。なお応募がなければ再公募を行うことを説明。  （委員長）  特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うということでよろしいか。  （委員）  異議なし。  ５　公募要項について  （事務局）  公募要項案の記載内容について説明。  （委員）  　東本郷地域ケアプラザについては、デイサービスが２階にあるようだが、高齢者の移動が大変ではないか。  （事務局）  設置しているエレベーターを使用いただいている。  （委員）  　通所系サービス事業について、すべての地域ケアプラザで実施しているのか。  （事務局）  　施設によって異なる。なお今回の選定対象である地域ケアプラザについては、全４施設、通所系サービス事業を実施している。  （委員長）  　　この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。  （委員）  異議なし。  ６　応募関係書類について  （事務局）  応募関係書類案の記載内容について説明。  （委員）  　「応募書類作成及び提出方法」の２紙媒体で提出する際の留意点(4)その他において、図表や写真の挿入、カラーでの作成等、視覚的にわかりやすいように工夫してほしいと記載してある。応募団体からの事業計画書については、視覚的にわかりやすい資料であることを期待している。今後開催予定である団体向け説明会においても強調して伝えていってほしい。今回初めて応募する団体に対しても、類似の事業イメージで良いので分かりやすい説明を期待している。  （事務局）  団体向け説明会でも改めて説明する。  （委員）  事業計画書（様式ア）の内容は評価項目と同様の内容になっている。プレゼンテーション審査においても、評価項目の流れを意識するように団体向け説明会で伝えておいてほしい。  事業計画書に記載されている内容から大きく逸脱したプレゼンテーション内容にならないことを期待している。一方で、事業計画書に記載していてもしていなくても、団体として特筆すべき事業や内容があればぜひ強調して説明をお願いしたい。強制するものではないが、プレゼンテーションにおいて、法人の理念等を重点的に話すのではなく、事業計画等を中心に話してもらえると良い。  （事務局）  団体向け説明会にて説明する。  　（委員）  　　前期指定管理業務の実績はどのように評価するのか。  　（事務局）  　　評価項目において、前期の指定管理業務の実績を評価する項目がある。  （委員長）  　　その他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。  （委員）  異議なし。  　（委員長）  その他、公募要項・応募関係書類等については、事務局が確認し、誤字・脱字など改めて確認いただき、軽微な修正があった場合は事務局にて修正し、ホームページにアップをお願いしたい。  ７　評価項目及び評価基準について  （事務局）  次のとおり事務局案を説明  ○評価基準  ・公募要項に記載のとおり。  ○評価方法  ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目１～６は５段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。評価項目５(1)～(4)については、配点を細分化する。  ・評価項目７（１）は「０点」又は「６点」の２段階評価とし、（２）はアからウまでそれぞれ「０点」又は「３点」の２段階評価とする。  ・評価項目８（１）は-10/-5/0/5/10点の５段階評価を行い、（２）は「０点」又は「－５点」の２段階評価とする。  ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。  ○採点方法  ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。  ○最低制限基準の設定  ・応募団体が１団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。  ○指定候補者等の選定  選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は、再公募を行う。  （委員）  　評価項目が５段階評価ということだが、基本的なことができていると評価した場合は「３」をつけるイメージで良いか。  （委員長）  　評価としては、期待に相当する程度のことが実施できていれば「３」をつけるイメージを委員の皆様と共有できると良い。  また、今回着任いただいている委員において、選定対象の施設を事前に見学したい希望があれば、事務局で対応してほしい。  （事務局）  別途調整させていただく。  　（委員）  　　第２回委員会当日、採点する時間は確保してもらえるのか。また応募書類についてもきちんと評価するために早めの資料提供をお願いしたい。  　（事務局）  応募書類については、団体から提出後、事前送付予定。第２回委員会の開催１か月前程度に送付できるよう事務局として準備する。  　（委員）  　　指定管理者制度が開始されたのはいつか。  　（事務局）  　　平成15年地方自治法改正により指定管理者制度が導入された。  （委員長）  　評価項目の係数について、各項目で異なる数字が設定されている。係数が異なるということは、同じ５段階評価でも配点が異なり、それだけ重みが異なるということになる。例えば、評価項目「２　団体の状況」（1）理念について、配点が10点となっているが、理念について評価すること自体、難しいと感じている。  一方で、評価項目「４　施設の管理運営」(5)利用者のニーズ、要望、苦情への対応について、配点が５点となっている。施設運営するうえで利用者のニーズ等に対応することは非常に大切だと感じるが、配点が低いと思う。  （委員）  　地域ケアプラザはどの年代も利用できる施設だが、どうしても高齢者の施設だと思われてしまう。「５　事業」(1)イ総合相談について、高齢者・子ども・障害者が同じ項目になっているので、それぞれ評価できるよう項目を分けるか配点を高くしても良いと感じた。  （委員）  　子ども食堂や子どもの居場所づくりなど、子どもに対して事業を展開している地域ケアプラザもある。  （委員長）  　現法人で実施している事業は、前期の指定管理業務の実績として評価することができる。  （委員）  　地域ケアプラザは中学校区に１館を目安に設置されている施設だと認識している。一斉改選ということもあり、市のひな形もあるなかで大きく変更する必要もないのではないか。  （事務局）  　評価項目の配点については、本委員会で設定すること自体問題ない。  （委員長）  デジタル化についても、内外に対してＳＮＳの活用など今後、評価項目に追加しても良いと感じた。今回は色々な考え方があるということで、事務局としては、委員から出た意見を次回以降の評価基準等に活かしてほしい。  その他特に意見がなければ、評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということでよろしいか。  （委員）  　異議なし。  ８　次回委員会について  （事務局）  委員の予定確認  　　⇒令和７年３月25日（火）午前９時からに決定 |
| 資料  ・  特記事項 | １　資料  (1) 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会員名簿  (2) 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱  (3) 横浜市緑区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱  (4) 指定管理者選定スケジュール（案）  (5) 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者公募要項（案）  (6) 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類（案）  (7-1) 地域ケアプラザ評価について（案）  (7-2) 地域ケアプラザ評価基準項目（案）  (7-3) 地域ケアプラザ等事業実績評価及び第三者評価結果報告書  (7-4) 地域ケアプラザ評価基準項目（記入例）（参考資料）  (8) 横浜市地域ケアプラザ条例  (9) 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則  (10) 横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱  (11) 横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱  ２　特記事項  次回は、令和７年３月25日（火）に開催予定。開催場所は、後日連絡する。 |